

京都市告示第 354号

京都市嵐山観光駐車場の指定管理者である一般財団法人京都市都市整備公社からの申請を受け、有料供用時間について、京都市観光駐車場条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり変更します。

平成24年12月7日

京都市長 門川 大作

駐 車 場 名	期 間	変更有料 供用時間	現行有料 供用時間
京都市嵐山 観光駐車場	平成24年12月8日 から 平成24年12月17日 まで	午前8時から 午後9時まで	午前8時から 午後5時まで

(建設局土木管理部自転車政策課)